

改正自殺対策基本法について

2025年7月1日（火）

代表理事 清水康之

いのち支える自殺対策推進センター
Japan Suicide Countermeasures Promotion Center

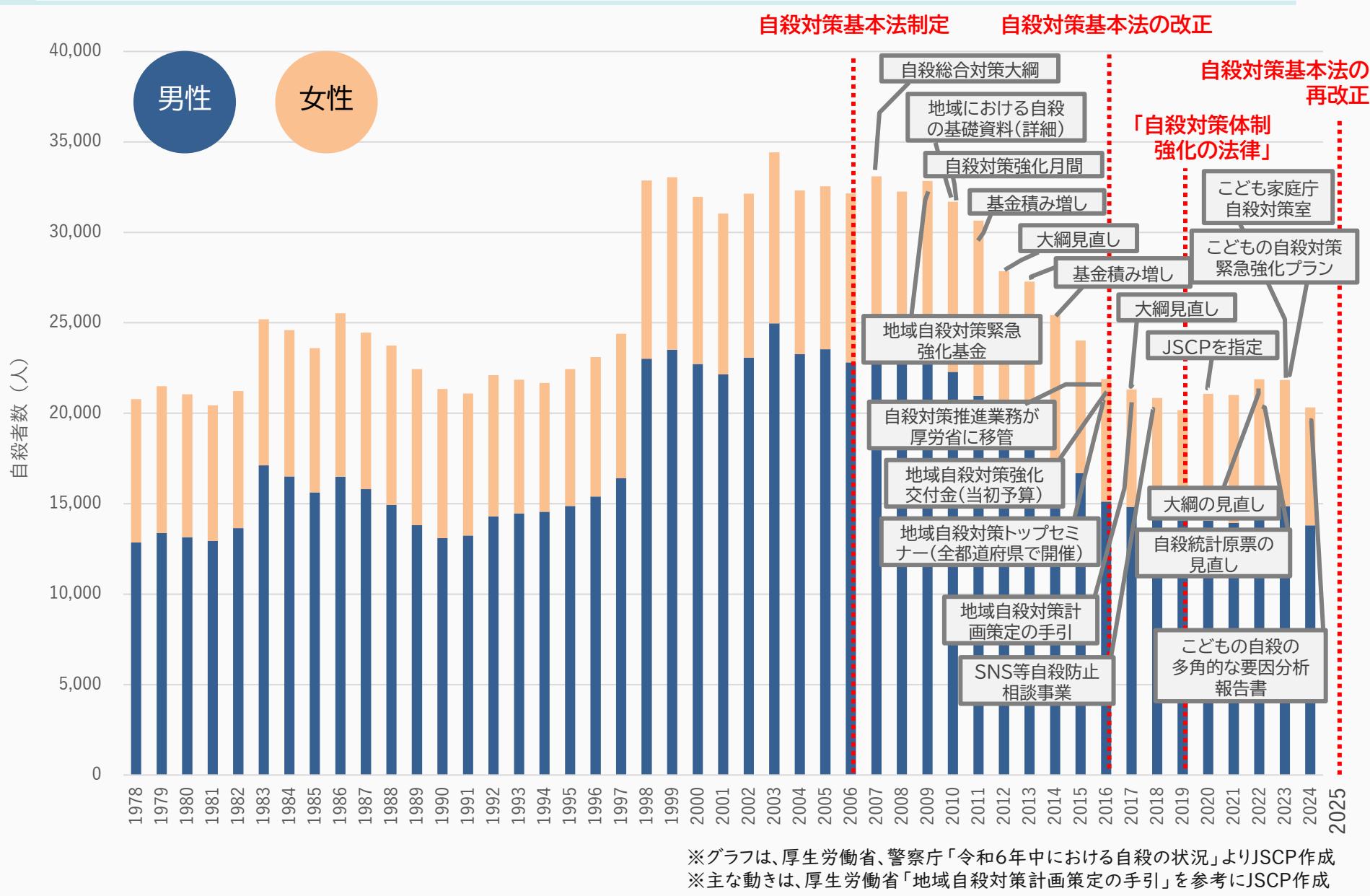
©2025 JSCP

1) 法改正の背景

2) 法改正のポイント

3) 今後の課題

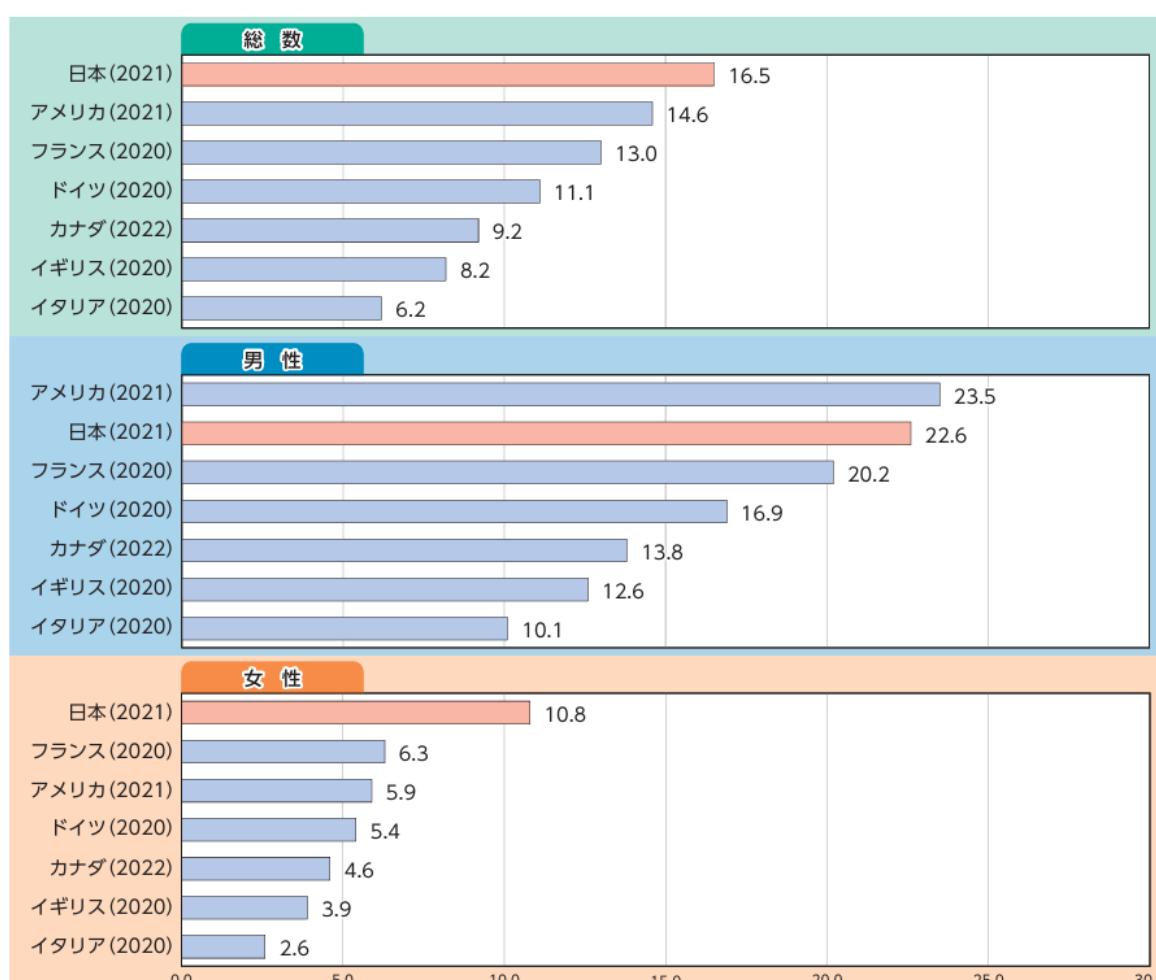
自殺対策をめぐる主な動き



日本の自殺は依然として深刻

※「自殺死亡率」は、人口10万人当たりの自殺者数

図表1-29 G7各国の自殺死亡率

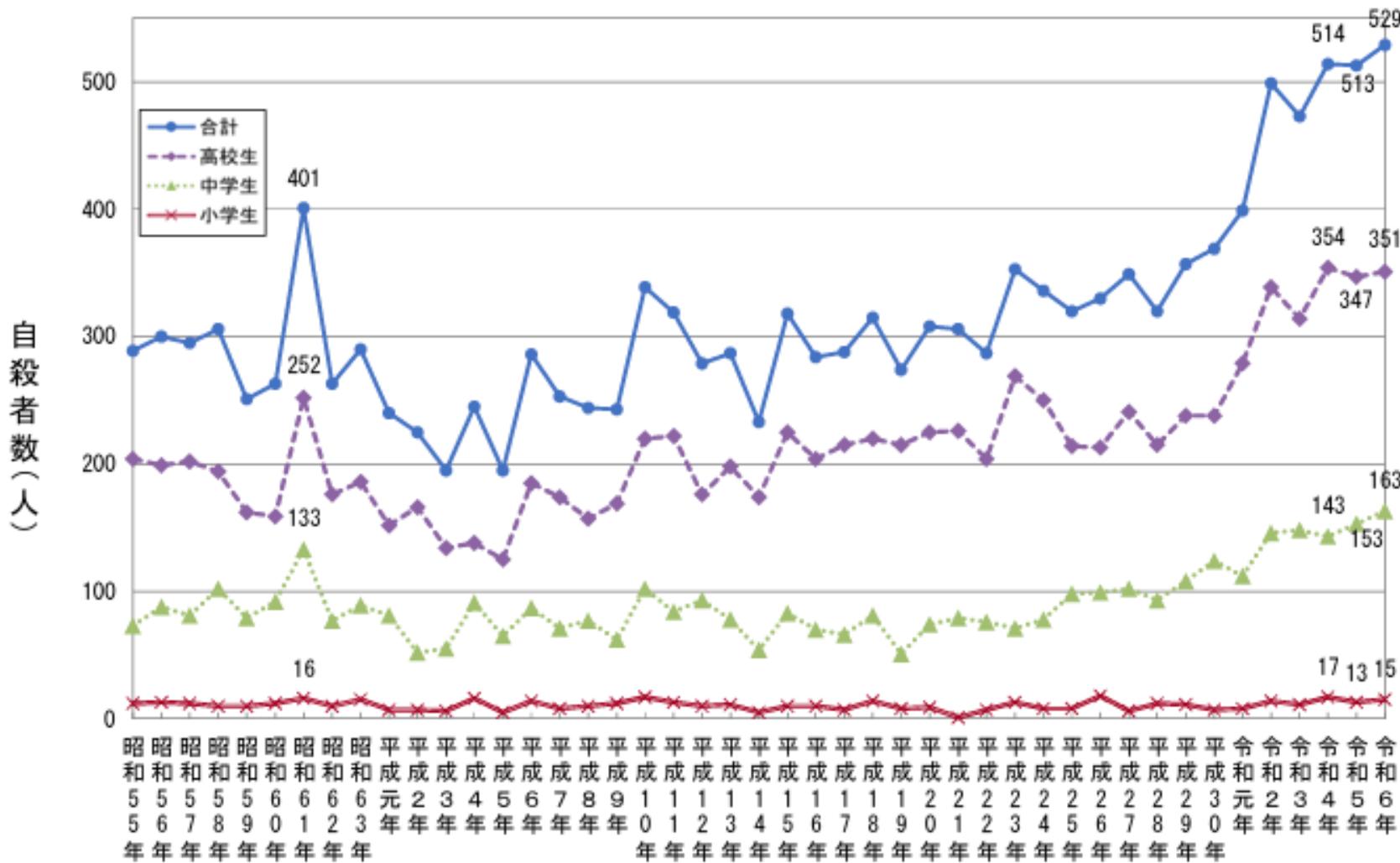


※アメリカ、フランス及びカナダの人口は世界保健機関資料より最新データが得られなかったため、各国の公的統計データを利用した。

資料：世界保健機関資料（2024年2月）等より厚生労働省作成

子どもの自殺が極めて深刻

図表3-1 小中高生別自殺者数の年次推移



生成AIによる「ポイントの解説」

本改正法案は、日本の自殺対策基本法の改定に焦点を当てています。具体的には、子どもの自殺が増加している現状を受け、基本理念にデジタル社会の活用と子どもに関わる自殺対策への社会全体の取り組みを明記しました。また、学校の責任を明確化し、医療提供体制の整備や自殺リスク情報の迅速な把握、自殺未遂者および自殺者の親族への継続的・総合的支援を強化しています。さらに、地方公共団体が関係機関と連携して子どもの自殺防止のための協議会を設置できるよう規定し、その守秘義務についても触っています。

今回は、私が個人的に使用しているGoogleのNotebookLMを使って「音声概要」を生成

【注意点】

- ・個人情報や機密性の高い情報は使用しない
- ・対外的に使用する場合は「AIにより作成された内容を含む」旨を明記する
- ・JSCPでは使用ルールを決めた上で活用することにしている



7

今後の課題

1) 子どもの自殺対策に関する様々な事業・支援策の連動性を高めること

①教育・啓発

① SOSの出し方等の教育

- ※助けを求めて良いと伝える
- ※助けの求め方を伝える
- ※セルフケアの方法を伝える
- ※SOSの出し先を具体的に伝える
- ※SOSの受け止め方も伝える

②スクリーニング

③ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握

- ※「ノーマークの子」が要注意
- ※「死にたい気持ち」について直接尋ねる

③危機介入

⑤危機対応チームや協議会との連携

- ※自殺防止「協議会」を設置（第4章）
- ※教職員の負担軽減にもつながる

④見守り

⑦SNS相談を通じた伴走型の支援

- ※高リスク者に対して「SNS相談」で伴走型の支援を行う
- ※協議会を通じて情報共有も可能になる

②精神保健に関する知識の向上

- ※精神疾患・精神不調への早期の気付きと対処を助ける知識・意識の向上を目的とした指導

④学校における心の健康保持のための健康診断

- ※実施方法や体制等について検討の上で、定期健康診断において「心の健康の保持」に関する問診を加える

⑥教育委員会と医療機関との連携

- ※緊急時対応のために、予め医療機関と連携の枠組みを作しておく（病床確保等）

⑧オンライン居場所を通じた見守り

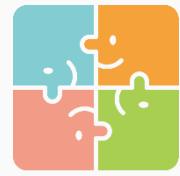
- ※「かくれてしまえばいいのです」を、1人1台端末にプリインストールする自治体も（無料）
- ※人間よりもAIの方が相談しやすい子どもが少なくない

2) そのための体制・枠組みを整備すること

自治体（子ども政策担当、自殺対策担当等）、学校、教育委員会、児童相談所、精保センター、保健所、警察、消防、医療機関、弁護士、その他専門家、民間団体等

4

8



いのち
支える

©2025 JSCP